

【諮問第 6 1 号】

9 川 公 審 第 5 号
平成 9 年 9 月 1 8 日

川崎市長 高 橋 清 様

川崎市公文書公開審査会
会 長 兼 子 仁

公文書閲覧等請求に対する非公開処分に関する不服申立てについて（答申）

平成 9 年 1 月 1 3 日付け 8 川総人第 3 4 6 号をもって諮問のありました「国籍条項で制限した具体的な 1 8 2 職務の公開及び全市職務分析票の閲覧等請求拒否の件」について、次のとおり答申します。

審査会の結論

本件（１９９７年１月６日付け川崎市長あて、国籍条項で制限した具体的な１８２職務の公開及び全市職務分析票の閲覧等請求拒否処分異議申立事件）において対象とされた公文書については、平成９年４月２５日付けで全部公開の決定がなされるに至ったので、本件異議申立ては法的利益が失われており、行政不服審査法第４７条第１項に基づき却下することが妥当である。